

## 非常変災時（地震）における対応について

## I 武芸川地区で震度5弱以上を観測する地震が発生した場合の対応

## 1 登校前に発生した場合

- (1) 自宅又は安全を確保できる場所（安全な親類・知人宅や指定避難所など）に待機する。
- (2) 休校及び授業開始等については、学校周辺、通学経路上等の安全及び児童の居住地域等の安全を学校が確認した後、「すぐーる」により連絡する。ただし「すぐーる」が使用できない場合には、上記（1）の状態を継続する。

※ 上記（2）において授業が行われる場合であっても、道路の陥没、土砂崩れ等により危険な場合や自宅の被害が著しい場合等、登校が困難な場合には登校には及ばない。→ 学校に連絡してください。

## 2 登校途中に発生した場合

- (1) 地震発生を知った時点で自分の身が安全であるかを各自で判断し、以下の措置をとる。
  - (ア) 直ちに安全な広い場所に避難する。
  - (イ) 揺れが収まってから安全な方法で、自宅又は安全を確保できる場所へ移動する。
  - (ウ) 学校の方が安全であると判断した場合は登校し、学校待機とする。
- (2) 休校及び授業開始等については、学校周辺、通学経路上等の安全及び児童の居住地域等の安全を学校が確認した後、「すぐーる」により連絡する。ただし「すぐーる」が使用できない場合には、上記（1）の状態を継続する。
- (3) 上記（1）の（ア）（イ）の措置がとられた場合、児童は学校に連絡する。

## 3 登校後に発生した場合

- (1) 学校待機を原則とする。
- (2) 学校は、学校周辺、通学経路上等の安全及び児童の居住地域等の安全を確認し、児童が自宅又は安全を確保できる場所へ移動できると認めた場合、速やかに下校させる。その場合は「すぐーる」により保護者に連絡する。また児童は、自宅又は安全を確保できる場所へ到着したら直ちに、学校に連絡する。なお、保護者に引き渡しすることもある。
- (3) 学校待機により下校時刻を変更する場合、「すぐーる」により学校から保護者へ連絡する。
 

※ 「すぐーる」が使用できない場合には、学校待機を原則とする。

## II 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応

⇒休校

- 1 登校前に発表された場合 … 上記の1の（1）（2）に準ずる。
- 2 登校途中に発表された場合 … 上記の2の（1）～（3）に準ずる。
- 3 登校後に発表された場合 … 上記の3の（1）～（3）に準ずる。

## III 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応

安全に配慮しながら通常授業とするが、被害状況等により休校とする場合がある。その場合は「すぐーる」にて連絡する。また、授業が行われる場合であっても、以下に該当する場合は登校に及ばない。

→ 学校に連絡してください。

- ・ 自宅及び自宅周辺の被害が著しい場合
- ・ 道路の陥没、土砂崩れ等により危険な場合
- ・ 自宅の耐震性が十分でない場合
- ・ 自宅が土砂災害特別警戒区域に立地している場合

※このプリントは、重要なものです。家の中の見やすいところに必ず貼っておいてください。

## 暴風・大雨・洪水・特別警報発令時の対応について

各種警報の発令や解除は、テレビ・ラジオの報道情報や、関市や学校からの「すぐーる」でご確認ください。

### ■暴風警報・大雨警報・洪水警報・特別警報（以下、「警報」という）への対応

#### 1 登校する以前に警報が発令されている場合 ⇒ 自宅待機

- (1) 上記警報が解除されるまで自宅待機。
- (2) 午前6時00分までに警報が解除された場合は、平常通り登校。
- (3) 午前6時00分から午前8時までに警報が解除された場合は、解除後2時間を経ってから授業開始。

(給食あり)

- (4) 午前8時から午前11時までに解除された場合は、昼食を食べて、午後1時15分までに登校。
- (5) 午前11時を過ぎてから解除された場合は、休業。

※ただし、(2)~(4)の場合において、道路、橋の損壊等で登校が危険な場合、交通機関の停止、自宅の被害が著しい場合は、各家庭の判断で自宅待機とし登校しなくてよい。→ 学校に連絡してください。

#### 2 登校後に上記警報が発令された場合 ⇒ 学校待機

- (1) 校内の安全な場所（各教室、体育館）に避難させます。  
※警報の内容や時間帯、学校周辺の状況によってはそのまま授業を行います。下校時刻になっても警報が持続している場合は、児童を各教室などに待機させ【児童の引き渡し】を行います。各家庭のお迎えがあるまで、児童を学校で待機させます。
- (2) 児童の下校時刻前に警報が解除された場合は、校区の状況を確認後、職員引率で集団下校します。児童が給食を食べないで帰宅することもあります。各家庭では、常に気象情報を把握したり、こまめに「すぐーる」を確認したりしながら、早い時間にお子さんが帰宅することも想定しておいてください。

#### 3 大雪警報が発令された場合

原則、他の警報と同様としますが、気象情報や地域の状況から、学校と教育委員会が協議し、対応を判断します。

#### 4 各家庭への連絡手段

第1手段：「すぐーる」の配信

第2手段：NTT災害伝言ダイヤル（171）が開設されていれば利用します。

第3手段：学校からの連絡不能で、かつ最終下校予定時刻を1時間過ぎてもお子さんが帰宅しない場合は、お子さんの通学路をたどって学校へ来てください。

各種警報の発表・解除情報は、テレビ・ラジオ・インターネット等のニュースでご確認ください。

武芸小学校 ☎ 0575-46-3029

※このプリントは、重要です。家の中の見やすいところに必ず貼っておいてください。